

6 展開する施策

III-2 ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化

ごみ処理の広域化等については、平成9年に「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号）が国から通知され、県においては平成11年3月に、ごみ処理に伴うダイオキシン類の発生防止やマテリアルリサイクル、サーマルリサイクルの推進等を目的とする「千葉県ごみ処理広域化計画」を策定しました。当該計画では、計画策定時に55施設ある焼却施設を、平成19年度までに40施設にすること等を目標としており、計画を基に施設の集約化等が進められた結果、令和2年度末現在、県内では41の焼却施設が稼働しています。

こうした中で、国から「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号。以下、本項において「国の通知」という。）が通知され、市町村の厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、担い手の不足、気候変動対策の推進、廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進、災害対策の強化等の様々な観点から、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方の検討が必要であることが示されました。

そこで、持続可能な適正処理の確保に向けた取組のひとつとして、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を促進します。

なお、本計画を「千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画」として位置付けることとし、計画期間は国の通知を踏まえ、令和3年度から令和12年度末までの10年間とします。また、検討の対象とする処理・施設については、当面、焼却処理・施設を対象とします。

《主な取組》

○ 市町村等との意見交換【循環型社会推進課】

検討の対象となった市町村等と県とで意見交換を行うなどし、ごみ処理の広域化や施設の集約化の可能性を検討します。

なお、検討の対象とする市町村等については、今後10年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等としますが、市町村等から要望がある場合は、随時、検討対象とします。（表6-2-1、図6-2-1）

○ 計画の見直し【循環型社会推進課】

検討期間の中間年度にあたる令和7年度は次期廃棄物処理計画の策定年度となることから、令和7年度までの検討結果を踏まえて、本計画の見直しを行います。

表 6-2-1 検討対象の市町村等

市町村・組合	施設稼働年
館山市	1984年
松戸市	1995年
習志野市	2002年
柏市	1991年, 2005年
勝浦市	1985年
市原市	1984年, 1994年
流山市	2004年
八千代市	1989年, 2001年
鎌ヶ谷市（柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合）	2000年
八街市	2002年
いすみ市	1994年
大多喜町	いすみ市に処理委託
御宿町	1984年
香取広域市町村圏事務組合	1996年
長生郡市広域市町村圏組合	1996年, 1999年
佐倉市、酒々井町清掃組合	1987年, 1990年, 2005年

- ※ 市町村等が設置するごみ処理施設等については、老朽化が進んでいるものや設置して間もないものなど様々な状況にあることから、検討の対象とする市町村等については、今後 10 年間で処理施設（焼却施設）の更新等に向けた検討が開始されることが見込まれる市町村等を検討の対象として抽出しました。
- ※ 具体的には、以下のいずれかに該当する市町村等以外を対象としました。
- ① 2010 年度以降に設置された施設を有している市町村等。
 - ② 新設または改良工事（2041 年度以降まで共用するもの。）が予定されており、既に調査や工事に着手済み、又は、令和 3 年度の循環型社会形成推進交付金を要望済みの市町村等。

図 6-2-1 検討対象の市町村等(白色部分)

